

静岡市独自招致外国語指導助手募集要領

1 募集の目的

本市の小・中学校及び高等学校の授業に参加することを通じて、本市児童・生徒に対する外国語教育の充実を図るとともに、独自招致外国語指導助手（以下「独自招致者」という。）との交流により、本市の国際化の促進に資することを目的とする。

2 期待される人物像

本市においては国際化時代に対応した教育の実現のため、国際理解教育の推進を図っており、独自招致者として採用される者にあつては、本市の教育理念に基づき、その職責を遂行するために必要な専門的な知識等の能力を有するほか、日本への積極的な関心、英語普及に対する意欲、円満な性格等を有することが望まれる。

3 具体的な職務内容

教育委員会又は小・中・高等学校に配置され、所属長や校長の指示を受け、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として次の職務に従事する。

- (1) 中学校及び高等学校における外国語等の授業の補助
- (2) 小学校における外国語活動等の授業の補助
- (3) 外国語教材作成の補助
- (4) 特別活動や部活動等への協力
- (5) 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供
- (6) 小学校、中学校及び高等学校における国際理解教育の補助
- (7) 地域における国際交流活動への協力
- (8) 外国語指導助手の資質、教授技術向上を目的とした研修の実施
- (9) 外国語スピーチコンテストへの協力
- (10) 外国語担当教員等に対する研修の補助
- (11) 外国語指導助手の有効な活用方策に関する総合的な企画・立案業務
- (12) 外国語指導助手への外国語指導業務に関する助言・指導等（訪問指導を含む。）
- (13) 他の外国語指導助手からの相談等への対応
- (14) その他所属長が必要と認める業務

4 応募資格

- (1) 日本における教育、特に外国語教育について関心があり、これらに対する理解を深めようとする意欲があること。
- (2) 心身ともに健康であること。
- (3) 日本で職務に従事し、生活適応する能力を有し、責任を持って任用期間の職務を全

うすること。

(4) 日本国法令を遵守すること。(学校保健法による健康診断の受診義務を含む。)

(5) 「教育」「日本人の配偶者等」「永住者」「永住者の配偶者等」「定住者」のうちいずれかの在留資格を有し、又は任用開始までに取得する見込みであること。

(6) 犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けている者においては、応募時までに執行猶予期間を満了していること。

(7) 大学の学士号を取得していること。

(8) 応募時に原則として英語圏の国籍を有すること。英語圏の範囲は、原則一般財団法人自治体国際化協会の募集するJETプログラム参加者と同様アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、アイルランド、南アフリカ、シンガポール、ジャマイカ、バルバドス、トリニダード・トバゴとするが、それ以外の場合は、面接にてその都度判断する。

(9) 英語の現代の標準的な発音、リズム、イントネーションを身に付け、正確かつ適切に運用できる優れた語学力を有していること。また、論理的に文章を構成する力を備えていること。

(10) 積極的に子供たちと共に活動することに意欲があること。

(11) 語学教師としての資格を有する者又は語学教育に熱意がある者

5 勤務時間及び報酬等

1週間当たり35時間、支給する報酬の額、勤務時間等の勤務条件は、静岡市会計年度任用職員の条例及び規則、静岡市教育委員会告示第14号（令和7年4月1日施行）、静岡市教育委員会告示第17号（令和2年4月1日施行）による。

6 住宅

新たに採用する独自招致者にあつては、自ら居住するため住宅を借り受け、入居する費用に要する諸費用についても、独自招致者がこれを負担すること。

7 応募書類

応募者は次に掲げる応募書類を整え、提出すること。

なお、いったん提出された応募書類は、返却しない。

(1) 申込書

(2) 履歴書

(3) 推薦状（異なる2通）

(4) 大学卒業を証明する書類のコピー（学位、卒業証明書等）

(5) パスポート、在留カードの写し（施行日に外国人登録証を所持しているときは、在留カードとみなされる期間は外国人登録証の写し）又は住民票の写し外国人登録証明

書の写し

- (6) パーソナルエッセイ (A 4 で 1、2 枚程度)
- (7) 外国語としての英語教育の資格を証明するもののコピー
- (8) その他教育委員会が必要と認めるもの

8 採用内定の決定及び通知

採用内定の可否については、可否を問わず応募者本人に連絡をする。また、採用内定者については、書面にて通知する。内定者は、本人の負担により、別に定める健康診断結果表（別紙様式あり。胸部レントゲン検査必須）ほか必要な書類を提出すること。

9 採用内定の取消し

以下のような事由が生じた場合には、採用内定を取り消されることがある。

- (1) 独自招致者としてふさわしくない行為があった場合又はそのような行為を行うおそれがあると認めるに足る相当の理由があった場合
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 内定通知後、別に定める健康診断結果表ほか必要な書類を提出しなかった場合
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。